

被災された方のための 生活支援情報

第 70 号

平成 28 年 6 月 29 日

仙台市健康福祉局生活再建推進室

TEL 214・8559 FAX 214・5130

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

「高齢者向け給付金」の申請受付を 終了します

対象	平成 27 年度臨時福祉給付金の支給対象者※のうち、平成 28 年度中に 65 歳以上となる方（昭和 27 年 4 月 1 日以前生まれの方） ※ 平成 27 年 1 月 1 日時点で本市に住民登録があり、平成 27 年度の市町村民税（均等割）が課税されていない方（課税されている方の扶養親族等・生活保護受給者等は除く）。平成 27 年度臨時福祉給付金を実際に受給したか否かは問いません
支給額	対象者 1 人につき 30,000 円

※申請期限 = 平成 28 年 7 月 29 日(金) [消印有効]

◆申請期限を過ぎると申請の受け付けができなくなりますので、ご注意ください

◆申請の際には、申請される方全員と口座名義人の本人確認書類（健康保険証等）のコピー等を忘れずに提出してください

◆申請書類に不備があり、期限までに修正していただけない場合には、給付金の支給ができなくなる場合があります

◆お届けした申請書がお手元にない場合や書き方が分からない場合は、下記専用ダイヤルにお問い合わせください

◆臨時給付金等の詐欺にご注意ください。市の職員などが現金自動預払機（ATM）の操作を求めたり、手数料の振り込みを求めたりすることはありません

問い合わせ 臨時給付金専用ダイヤル ☎745・7570
(平日 8:30~17:00) FAX (214・3167)

シングルマザーのためのマネースク ール「ファイナンシャル・プランナー特 別相談」

家計設計、教育資金、保険等について、女性ファイナンシャル・プランナーによる個別相談を実施します。

◆日時=7月31日(日) 9:30~15:35

◆会場=エル・ソーラ仙台 (アエル 29F)

◆対象=母子家庭のお母さん、寡婦の方及び離婚を考
えている子育て中の女性

◆講師: 田中 美和子さん

◆定員: 7 名 (参加無料)

◆7月6日午前9時より電話で申込み

申し込み・問い合わせ 仙台市母子家庭相談支援セン
ター ☎212・4322

平成 28 年度各種保育料の特例減免

東日本大震災により居住する家屋が半壊以上の損
害を受けた方は、平成 28 年度各種保育料の特例減免
を受けられる場合があります。

◆減免対象保育料=①保育所・認定こども園（保育利
用）・保育ママ・小規模保育事業・事業所内保育事業
の通常保育料、公立保育所の延長保育料

②私立保育所・認定こども園（保育利用）・保育ママ・
小規模保育事業・事業所内保育事業の延長保育料、一
時預かり利用料、休日保育利用料

◆要件等について詳しくはお問い合わせください

問い合わせ ①区役所家庭健康課 (☎は下欄)、②各
施設へ

※裏面にもお知らせがあります

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代)	太白区役所 ☎247・1111(代)
青葉区役所 ☎225・7211(代)	泉区役所 ☎372・3111(代)
宮城野区役所 ☎291・2111(代)	宮城総合支所 ☎392・2111(代)
若林区役所 ☎282・1111(代)	秋保総合支所 ☎399・2111(代)

仙台市ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/>

仙台市携帯電話用ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/m/>

仙台フィル定期演奏会に被災された方をご招待します

期日	開演時間	指揮者
9/10(土)	15:00～	小泉和裕
10/29(土)	15:00～	山田和樹
11/19(土)	15:00～	パスカル・ヴェロ

◆対象＝東日本大震災で半壊以上の被害を受けた方
各公演30人〔先着〕※1人1回限り、1公演につき1世帯3人まで。未就学児は入場不可。

◆会場＝仙台市泉文化創造センター（イズミティ21）

申し込み 往復はがきに代表者の住所・氏名・電話番号、参加者全員（はがき1枚につき3人まで）の氏名（学生は学校名と学年も）、希望の公演日、り災証明書の証明番号、世帯主の氏名、被害の程度（全壊・大規模半壊・半壊）を記入して郵送。各公演定員になり次第受け付け終了

申し込み・問い合わせ

〒980-0012 仙台市青葉区錦町1-3-9 仙台フィルハーモニー管弦楽団「復興パートナーシート」係 ☎225・3934 詳しくは仙台フィルホームページ <https://www.sendaiphil.jp/> をご覧ください

仙台市母子家庭相談支援センター就業・自立相談

母子家庭のお母さん、寡婦の方、離婚を考えている子育て中の女性を対象に、就業・自立相談を行います。

◆日時＝毎週火曜日 11:00～19:00、毎週水～土曜日 9:00～17:00（祝日・休館日を除く）

※職業あっせんは行っておりません

※面接相談は要予約（託児あり）

問い合わせ 仙台市母子家庭相談支援センター ☎212・4322

生活困りごとと、こころの健康相談会

さまざまな生活の困りごとについて司法書士が、心の健康について保健師・臨床心理士・精神保健福祉士が相談に応じます。

◆日時＝7月12日(火) 13:00～16:00

◆会場＝宮城県司法書士会館（青葉区春日町8-1）

◆対象＝市内にお住まいか通勤・通学している方

申し込み 電話で宮城県司法書士会 ☎263・6755（9:00～17:00）

問い合わせ 精神保健福祉総合センター ☎265・2191

応急仮設住宅の退去手続きをお忘れなく

応急仮設住宅を退去される場合は、退去に関する届け出が必要となります。

【借上げ民間賃貸住宅】

「解約申出書」の提出が必要です。解約（退去）日は貸主や仲介業者等と調整してください。詳しくは仮設住宅室（☎214・5080）へお問い合わせください。

【プレハブ仮設住宅・借上げ公営住宅等】

「応急仮設住宅返還届」の提出と鍵の返却が必要です。退去の立会い予約については、仙台市建設公社（☎265・0310）へご連絡ください。

※公共料金（水道・ガス・電気等）の契約解除と精算の手続きも忘れずにお願いします

問い合わせ 仮設住宅室 ☎214・5080

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市健康福祉局生活再建推進室 ☎214・8559 までご連絡ください。